



| 目 次   | ページ |
|---|-----|
| 告 示   |     |
| ○県統計調査の実施 (統計課)   | 1   |
| ○救急病院の認定 (医療政策・医師確保課)   | 1   |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)             | 1   |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関に係る事業所の名称の変更の届出 ( " ) | 1   |
| ○保安林の指定に係る通知の揭示 (治山林道課)   | 2   |
| ○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)  | 2   |
| ○道路の区域変更 (2件) (道路課)   | 2   |
| ○道路の供用開始 ( " )  | 3   |
| ◎告示 (指定構造計算適合性判定機関の指定)の一部改正 (建築指導課)                                       | 3   |
| 公 告   |     |
| ○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)   | 3   |
| ○都市計画公聴会の開催 (都市計画課)   | 3   |
| ○都市計画の変更の案の縦覧 ( " )   | 3   |
| 正 誤   |     |
| ○正誤 (平23・10・14付け 公告)  | 5   |

告 示

高知県告示第694号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
高知県推計人口調査
- 調査の目的  
国勢調査が実施されない期間における県内市町村ごとの人口及び世帯数を推計し、各種行政施策の基礎資料とすることを目

的として行う「高知県推計人口調査」において、住民基本台帳ネットワーク出力データ及び出力表を使用しないものについて把握するため。

3 調査対象の範囲

- 地域  
高知県全域
- 単位  
世帯
- 属性  
市町村

4 報告を求める事項及びその基準となる期日

- 報告をを求める事項  
前月末現在又は当月1日現在の住民基本台帳に基づく世帯数
- 基準となる期日  
毎月末日現在

5 報告を求める者

- 数  
34市町村
- 選定方法  
全数

6 報告を求めるために用いる方法

- 調査組織  
県が直接市町村から報告を求める。
- 調査方法  
電子メール又はファクシミリによる調査

7 報告を求める期間

平成22年10月分から平成23年10月分までは平成23年11月10日まで、平成23年11月分以降は翌月10日まで

高知県告示第695号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。  
平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称 | 所在地      | 認定年月日    | 認定の有効期限   |
|---------|----------|----------|-----------|
| 細木病院    | 高知市大膳町37 | 平23・11・1 | 平26・10・31 |

高知県告示第696号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称      | 医療機関の所在地       | 指定年月日    |
|--------------|----------------|----------|
| 間島歯科医院       | 南国市植野字岸之上174-8 | 平23・8・29 |
| IMCなんこく薬局    | 南国市篠原153-6     | " 10 1   |
| 津野ペインクリニック内科 | 土佐市高岡町丙64番地1   | " " "    |

高知県告示第697号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。  
平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 区分  | 事業所の名称                    | 事業所の所在地         | 事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 変更年月日     |
|-----|---------------------------|-----------------|--------------------------|-----------|
| 変更前 | 訪問介護事業所ふるさと               | 四万十市安並字東丸5803番地 | 社会福祉法人南海福祉会高知市布師田宮ノ辺1362 | 平成23年6月1日 |
| 変更後 | 訪問介護事業所四万十の郷              |                 |                          |           |
| 変更前 | 通所介護事業所さわらび               | "               | "                        | "         |
| 変更後 | 通所介護事業所四万十の郷              |                 |                          |           |
| 変更前 | 介護予防短期入所生活介護事業土佐中村ふるさとホーム | "               | "                        | "         |

|     |                     |   |   |   |
|-----|---------------------|---|---|---|
| 変更後 | 短期入所生活介護事業所四万十の郷    |   |   |   |
| 変更前 | 居宅介護支援事業所ふるさと       | 〃 | 〃 | 〃 |
| 変更後 | 居宅介護支援事業所四万十の郷      |   |   |   |
| 変更前 | 介護老人福祉施設土佐中村ふるさとホーム | 〃 | 〃 | 〃 |
| 変更後 | 介護老人福祉施設四万十の郷       |   |   |   |
| 変更前 | 介護予防訪問介護事業所ふるさと     | 〃 | 〃 | 〃 |
| 変更後 | 訪問介護事業所四万十の郷        |   |   |   |
| 変更前 | 介護予防通所介護事業所さわらび     | 〃 | 〃 | 〃 |
| 変更後 | 通所介護事業所四万十の郷        |   |   |   |

|     |                |               |                            |           |
|-----|----------------|---------------|----------------------------|-----------|
| 変更前 | デイサービスセンターアザレア | 安芸市川北甲3731番地  | 社会福祉法人香南会<br>香南市赤岡町1160番地1 | 平成23年7月1日 |
| 変更後 | デイサービスセンターいおき  |               |                            |           |
| 変更前 | デイサービスセンター丹心苑  | 香南市赤岡町1160番地1 | 〃                          | 〃         |
| 変更後 | デイサービスセンター陽だまり |               |                            |           |

**高知県告示第698号**

平成23年10月農林水産省告示第1919号で告示した指定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林に指定する通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
  - (1) ア 登記簿記載の住所  
吾川郡上八川村大久保23番屋敷  
イ 氏名  
筒井 牛三郎
  - (2) ア 登記簿記載の住所  
吾川郡上八川村大久保34番屋敷  
イ 氏名  
和田 利久馬
- 2 保安林に指定する通知の要旨
  - (1) 指定に係る保安林の所在場所  
吾川郡いの町上八川下分字目ノトヲ10902、10904から10907まで
  - (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

期間及び樹種について

**高知県告示第699号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

区域及び区分

- 1 高知県漁業協同組合の地区のうち旧芸西漁業協同組合の地区  
総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であって主として機船船びき網を使用して営む漁業
- 2 高知県漁業協同組合の地区のうち旧下ノ加江漁業協同組合の地区及び旧以布利漁業協同組合の地区  
小型かつお漁業及び大型定置漁業

**高知県告示第700号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年10月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

| 区 間   | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|---|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡四万十町茅吹手字佐助谷196番2から<br>高岡郡四万十町津賀字ハゴサコ187番19まで | 前      | 23.0<br>}       | 52            |
|   | 後      | 38.8<br>}       |               |
|   |        | 23.0<br>}       | 52            |
|   |        | 62.0            |               |

**高知県告示第701号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年10月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

2 路線名 上郷橋原  
3 道路の区域

| 区 間  | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|--|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡橋原町上本村<br>629番1から<br>高岡郡橋原町上本村<br>497番1地先まで | 前      | 4.8<br>}        | 605           |
|  | 後      | 5.5<br>}        | 605           |
|  |        | 29.0            |               |

高知県告示第702号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成23年10月28日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 381号
- 3 道路の区域

| 供用開始区間  | 延 長<br>(メートル) | 供用開始年月日     |
|---|---------------|-------------|
| 高岡郡四万十町茅吹字手佐<br>助谷196番2から<br>高岡郡四万十町津賀字ハゴ<br>サコ187番19まで | 52            | 平成23年10月28日 |

高知県告示第703号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成23年8月高知県告示第517号（指定構造計算適合性判定機関の指定）の一部を次のように改正し、平成23年11月1日から施行する。  
平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 2 中
- 「(11) 株式会社建築構造センター沖繩事務所  
沖繩県浦添市字城間3019番地 座波建設ビル308号室」

を  
「(11) 株式会社建築構造センター沖繩事務所  
沖繩県浦添市字城間3019番地 座波建設ビル308号室  
(12) 株式会社建築構造センター愛媛事務所  
愛媛県松山市三番町七丁目13番13号 ミツネビルディング604号室」  
に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大方町国営土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。  
平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名   | 氏 名   | 住 所              |
|------|-------|------------------|
| (退任) |       |                  |
| 理事   | 大西 康夫 | 幡多郡大方町浮鞭 2011    |
| 〃    | 池内 孝  | 〃 〃 〃 1839       |
| 〃    | 中澤 長年 | 〃 〃 入野 2997      |
| 〃    | 文野 勳  | 〃 〃 〃 2309       |
| 〃    | 吉本 憲四 | 〃 〃 田野浦1073-1    |
| 〃    | 萩森 末喜 | 〃 〃 〃 875        |
| 〃    | 長崎 正  | 〃 〃 〃 353-1      |
| 〃    | 野並 久男 | 〃 〃 〃 978-1      |
| 〃    | 松本 威章 | 〃 〃 出口 127       |
| 〃    | 澳本 造  | 〃 〃 入野 1413-1    |
| 〃    | 下村 正直 | 〃 〃 蜷川 2089-1    |
| 監事   | 大西 章一 | 〃 〃 浮鞭 1881-2    |
| 〃    | 堀野 卓  | 〃 〃 入野 3268      |
| 〃    | 吉尾 之宏 | 〃 〃 田野浦 852      |
| 〃    | 田中 完一 | 〃 〃 出口 219       |
| (就任) |       |                  |
| 理事   | 大西 勝也 | 幡多郡黒潮町入野 6528-11 |
| 〃    | 植田 壯  | 〃 〃 加持 297       |
| 〃    | 大西 康夫 | 〃 〃 浮鞭 2011      |
| 〃    | 中川 洲明 | 〃 〃 〃 3570-1     |
| 〃    | 中澤 長年 | 〃 〃 入野 2997      |
| 〃    | 文野 勳  | 〃 〃 〃 2309       |
| 〃    | 吉本 憲四 | 〃 〃 田野浦1073-1    |
| 〃    | 萩森 末喜 | 〃 〃 〃 875        |
| 〃    | 長崎 正  | 〃 〃 出口 353-1     |
| 〃    | 濱村 博  | 〃 〃 〃 131        |
| 監事   | 森 博秀  | 〃 〃 浮鞭 1798      |
| 〃    | 柿内 節男 | 〃 〃 入野 1961      |

〃 吉尾 之宏 〃 〃 田野浦 852  
〃 西村 節男 〃 〃 出口 394-1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により都市計画公聴会を開催するので、高知県都市計画公聴会規則（昭和44年高知県規則第71号）第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者（当該公聴会に係る事案に関係する者に限る。）は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類  
高知広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分  
高知広域都市計画都市再開発方針等  
高知広域都市計画臨港地区
- 2 縦覧図書  
高知広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更（素案）  
高知広域都市計画都市再開発方針等の変更（素案）  
高知広域都市計画臨港地区の変更（素案）
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
高知県土木部都市計画課、高知市役所、南国市役所、香美市役所及びびいの町役場
- 4 縦覧期間  
平成23年10月28日（金）から同年11月11日（金）まで
- 5 公聴会の日時  
平成23年11月24日（木）午後1時30分から午後5時まで
- 6 公聴会の場所  
高知市本町五丁目3-20  
高知共済会館3階大ホール
- 7 公述申出書提出期限  
平成23年11月14日（月）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。  
平成23年10月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画の種類

高知広域都市計画道路（1・6・2号安芸中央線及び3・5・8号安芸中央インター線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

安芸市幸町、矢ノ丸二丁目及び矢ノ丸四丁目の各一部

安芸市伊尾木字杉ノ下、字東濱田、字下モ臺、字西濱田、字地藏、字長ツチヨ、字上ミ島、字下モ島及び字地代坊の各一部

安芸市川北字外張、字馬越、字新町、字辻前、字南片町、字北片町、字片町、字新川尻及び字馬場の各一部

安芸市東浜字東タケガハナ、字タケガハナ、字泉、字カ子マサ、字ツボイダ、字ヲキガ内、字スエマサ、字トミナガ、字トモキヨ、字ミヤケダ、字四十カラ、字城領田、字アヂヨシ、字横ニウジ、字ニウジ、字イザナミ、字上ミクスモト、字下モクスモト及び字西モチ田の各一部

安芸市西浜字ソヲリ、字小八王子、字コイタ、字貝籠リ、字野町、字ヨコバリ、字鳥越山、字一ノ谷東分、字一ノ畝、字中畝、字馬ノ丁、字山崎、字十六代畝先、字清七谷、字一ノ谷道ヨリ北、字武英山、字東カマワラ、字ム子カ子、字トビタ及び字コ子デの各一部

安芸市黒鳥字トモタ、字モモシロ、字吉川、字椎ノ木谷、字南谷、字北谷及び字寺谷の各一部

安芸市穴内乙字腰掛松及び字腰掛の各一部

安芸市土居字入ノ内の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び安芸市役所

4 縦覧期間

平成23年10月28日から同年11月11日まで

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付      | 公報番号 | 種類      | ページ | 欄<br>(行)     | 正                 | 誤                 |
|-----------|------|---------|-----|--------------|-------------------|-------------------|
| 平23・10・14 | 9382 | ○公<br>告 | 8   | 左<br>(27・28) | 当該工作物等の <u>除却</u> | 当該工作物等の <u>撤去</u> |